

優良商工従業員表彰 推薦資格等

1. 推薦資格 盛岡商工会議所の会員である事業所

2. 被推薦者資格

毎年10月1日を基準日として次の表彰区分に該当する方

(個人事業所専従者従業員も含む)

①永年勤続表彰 ※令和2年度より表彰区分が変更となりました

同一事業所に満10年以上勤続し、その成績が優秀かつ他の模範となる方

- ・10年表彰 勤続年数 10年以上20年未満
- ・20年表彰 勤続年数 20年以上30年未満
- ・30年表彰 勤続年数 30年以上40年未満
- ・40年表彰 勤続年数 40年以上

②功績表彰

次の通り会員事業所の発展に顕著な貢献があった方

- 1) 事業所独自の表彰規定等を有し、その最高位またはそれに準ずる表彰区分対象と認められる方
- 2) 事業所の業務に関し、有益な研究、発明、改良、または工夫を行い、事業所の利益向上に著しい業績をあげた方
- 3) 事業所の事務の刷新、または事務能率の増進について、著しい功績のあった方
- 4) 社会貢献等により、事業所に対する市民の信頼を高める業績のあった方
- 5) 上記の他、特に他の従業員の模範となる事績のあった方

3. 負担金

※被推薦者 1 名あたりの金額

①永年勤続表彰（勤続年数区分により金額が異なります。）

10 年表彰 10,000 円

20 年表彰 12,000 円

30 年表彰 14,000 円

40 年表彰 16,000 円

②功績表彰 14,000 円

4. 推薦方法および期限

推薦書に記入の上、期日までに郵送・持参・メールでご提出ください。

※留意事項

・「功績表彰」は、「永年勤続表彰」の受賞歴と関わりなく推薦できます。また、「永年勤続表彰」と同時推薦も可能です。

・「永年勤続表彰」について、10 年表彰を受けた方が、20 年表彰を受ける場合は、満 5 年以上を経なければ表彰されません（以降の区分に同じ）。但し、被表彰資格基準日から 1 年以内に退職する場合はこの限りではありません。

・「永年勤続表彰」について、同一区分の表彰を重複して受けることはできません。

・被推薦者資格者については、要件を満たしていれば、パート・アルバイト等非正規雇用者も対象とすることができます。

・盛岡商工会議所優良商工従業員表彰規程に基づき、審査の上被表彰者を決定し、10 月下旬に推薦事業所あてに通知いたします。